

仕事と子育ての両立支援策について

平成13年6月19日

男女共同参画会議

仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会

呼びかけ

当専門調査会は、仕事と子育ての両立支援をわが国男女共同参画社会実現に重要かつ緊急の課題として受けとめ、具体的で実効ある解決策を求めて論議を重ねてきた。これまでの論議をまとめ、ここに、仕事と子育ての両立支援策に関する提言を行うものである。

仕事と子育ての両立は、働く親たちにとって、人間として生きていく上で不可欠の条件であり、その条件が満たされてこそ、社会全体も人間性に満ちた持続可能な発展を遂げることができる。残念ながらわが国の仕事と子育て両立の環境は、他の先進国に比べても不十分である。子育て年齢の女性の労働力率は低く、いわゆるM字型の女性労働力率が最も明確に表れている先進国となっている。一方、男性の育児など家事参加時間もまた他の先進国と比較すると極めて少ない。

仕事と子育てという、おとなの人間として当然な目標を、それぞれの人生で両立できるよう、社会は総力を挙げて支援し、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要がある。その認識はこのところ急速にひろがり、少子化対策を含めて国においては新エンゼルプランなどを策定、地方公共団体においてもそれぞれ努力を重ねてきた。

にもかかわらず、地域によっては保育所に待機児

童があふれ、質の低い無認可施設の事故等が伝えられている。また、日本の女性労働力率のM字型カーブは変わらず、多くの非正規雇用者として働く女性たちの労働条件は厳しく、男性たちは依然として仕事本位、企業本位の閉塞感の中で活力を失っている。このような状況が結果として少子化をもたらしている。のびのびと仕事と子育ての両立ライフを満喫する声は弱く、両立をめざす女性のため息、あきらめ、息切れのほうが強くなっていく。

企業はいまだに女性を効率が悪い労働力と見、男性も、子育てや家事は本来女性の役割という見方を捨てきれず、女性自身も母親が最高の保育者との考えから、両立への自信を確立しきれていない。仕事と子育ての両立を進めるためには、真の男女共同参画を促進し、社会システム全体の見直しが必要である。

この課題の解決のために、これまで数多くの提言等が行われてきている。それにもかかわらず、期待どおりに定着・進展し、効果を上げるに至っていないのはなぜであるのか。真剣な討議の結果、当専門調査会は、おおむね以下のような理由によるものではなかったかと考えるに至った。

施策は適切であっても総ての関係者に目配りするあまり、体系づけにこだわり総花的画一的であり、地域のニーズと適合しなかったこと。

企業側に「両立ライフ」を支援する姿勢が拡がらなかったこと。多くの企業では、両立でなく「仕事単立」の、男性をモデルとした硬直した雇用シ

システムを変えていない。法制度があっても利用する風土ではなかったこと。

女性の中に急増中の非正規雇用者（短時間労働者など）に、育児休業制度など施策が実態として及ばず正規雇用者との格差が広がってきたこと。

保育関係者の熱意と専門性にもかかわらず、公立をはじめとする認可保育施設については、措置から契約への変化を踏まえ、柔軟な運用について出された通達・制度変更が、保育現場に変化を呼び起こすまでに到っていないこと。

保育サービス提供者側と利用者側のニーズがかみ合わず、その調整が情報提供を含めて不十分だったこと。

地域の公共施設・社会資源を両立支援に利用しようとするとき、既存の法制度やタテ割意識が障壁となり、地方分権の実が生かされていないこと。

そこで当専門調査会では、これまでの両立支援施策の意義を踏まえつつ、ここに緊急性、有効性、具体性かつ象徴性ある施策として、以下のような提言をまとめた。

この提言は、現在両立を志しながら困難に直面して、過重の負担に苦しんでいる人々への緊急の支援である。いわば両立支援の救急車ともいえるべきものであって、今すぐに実施しなければならない。そのために総理をはじめ政府は強力なリーダーシップを発揮して、即時実現可能な予算措置を目に見える形で講じることを当専門調査会は強く要望する。さらに、この提言に盛り込まれた各施策について、男女共同参画会議が継続的にフォローアップする事を提案する。その上で、すべての人々が豊かさゆとりを実感できる両立ライフ型社会、すなわち男女共同参画社会に向けて、中長期的展望にたった施策が展開されることを信じている。

仕事と子育てのバランスのとれた両立ライフの普及は、社会全体に多様で多面的な人間らしい生活を保障する。地域で三世代、四世代が共生し、社会的孫育て、子育てが実現し、その中で育つ子どもたちが、社会の支援のまなざしと豊かな人間関係に支えられ、より健やかに育つことを、私たちは心から願い、その実現を確信している。

仕事と子育ての両立支援策に関する提言

仕事と子育ての両立支援策に関する提言

男女共同参画会議仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会の検討結果として、以下の施策を、基本的には平成13・14年度に開始し、遅くとも平成16年度までに実施するよう提言する。

これらの事業については、特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する。

- 1 両立ライフへ職場改革
- 2 待機児童ゼロ作戦
～最小のコストで最良・最大のサービスを～
- 3 多様で良質な保育サービスを
- 4 必要な地域全てに放課後児童対策を
- 5 地域こぞって子育てを

1 両立ライフへ職場改革

基本方針

- (1) 各企業が、仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組む。そのため、政府としても各種支援・要請を行うとともに、税務上也配慮する。
- (2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。
（「父親の産休5日間」）
- (3) 企業の両立指標を開発・公表するとともに、優良企業については内閣総理大臣が表彰する。また、各企業に両立支援の風土を育てるため、経営者や幹部の研修を推進する。
- (4) 労働契約の形式上期間雇用者であっても、実質上期間の定めなく雇用されている者については、育児休業の対象となることを明確化する。

具体的目標・施策

- (1) 各企業等の取組に対する支援
事業主が、所定外労働時間の削減を図り、また、

フレックスタイム制や短時間勤務等を導入できるように積極的に支援を行う。

待遇面や仕事の内容は正社員と同じで勤務形態が短い、短時間正社員の制度について制度導入を支援する。

企業の両立支援への取組にかかる経費について、福利厚生費として幅広く損金算入を認める。女性のキャリアプランの確立の支援に努める。求人者の年齢制限緩和に向けた取組を促進する。

(2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用

育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。

(3) 企業の評価・研修

企業の両立指標の開発に着手し、できるだけ早く結果を公表する。

両立支援に積極的な企業に対して総理大臣表彰を実施する。

各企業のトップや幹部に対して、両立支援の風土を育てるための事業・研修を実施する。

(4) 期間雇用者への対応

事実上期間の定めなく雇用されている者が、育児休業を取得しやすくなるような指針を策定する。

2 待機児童ゼロ作戦～最小コストで最良・最大のサービスを～

基本方針

- (1) 待機児童の解消をめざし、潜在的な需要を含め、達成数値目標及び期限を定めて実現を図る。特に、待機児童の多い地域の保育施設を重点整備する。
- (2) 保育の拡充は公立及び社会福祉法人立を基盤としつつ、さらに、民間活力を導入し公設民営型など多様化を図る。また、自治体等の適正な基準を満たした施設の設置は迅速に行う。
- (3) 学校の空き教室など利用可能な公共施設は保育

のために弾力的に活用する。また、駅など便利な拠点施設を保育に活用するための支援や助成を行う。

具体的目標・施策

○待機児童ゼロ作戦

保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策、幼稚園における預かり保育等を活用し、潜在を含めた待機児童を解消するため、待機児童の多い地域を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図る。施設の運営は民間を極力活用し、最小コストで最大の受け入れの実現を図る。

新設保育所については、学校の空き教室等の既存の公的施設や民間施設を活用して企業、NPO等をはじめ民営で行うことを基本とする。

○上記民営保育所の整備を促進するため、引き続き会計処理の柔軟化を進めるとともに、公有財産の利用等の環境整備を行う。また、待機児童のいる市町村は公設民営保育所整備計画の策定に努める。

○保育所の定員の弾力化や設置基準の緩和、保育所を併設した各種施設を増やすための支援を行うとともに、地方公共団体は基準を満たした保育所の設置認可を迅速に行う。

3 多様で良質な保育サービスを

基本方針

- (1) 病院や診療所における病児・病後児保育及び保育所における病後児保育を一層推進するとともに、延長保育や入園時期の弾力化、育児休業中の子の受け入れなどの柔軟な受け入れを実現する。
- (2) 民営型保育所の参入による多様できめ細かなサービスの展開や公立保育所の終業時間後の民間による補足サービスなど、民間の資源も活用した良質なサービスを供給し選択の幅を拡大する。

- (3) 保育や育児に関連する各自治体の創意工夫を奨励し、各種モデル事業に対し財政的措置を講じる。また、好事例に関して情報ネットワークを通じて広く紹介する。
- (4) 利用者が保育内容を十分把握できるよう、経営主体に対して十分な情報開示を義務づける。また、地域の育児に関する情報を各地域の実情に応じて利用しやすい形で提供する。

具体的目標・施策

- (1) 保育所等のサービスの多様化

病児、病後児保育を推進するため、市町村は必要な地域全てにおいて、関係者間の協議をすすめる。

現在17%の公営保育所における延長保育の民営なみ（62%）の実施をめざし、一時保育、休日保育等多様なサービスの実施の倍増以上をめざす。また、公営保育所における民営での延長サービスの実施など、必要に応じて公と民が協力してサービスを実施する。
- (2) 地域の実情に応じた取組の推進

駅前や商店街等における各種保育サービスや郊外の保育所への送迎サービスの提供等、地域の実情に応じた保育を発展させるため必要な助成を行い、地域に即した取組を促進するため、特に重点地区でのモデル事業を支援する。
- (3) 保育に関する情報の提供

保育に関する各自治体の好事例について広く情報提供する。

i - 子育てネット等を活用し、提供される保育サービスに関する内容・第三者評価や各種子育て支援情報をユーザーの立場に立った、わかりやすい形で情報提供する。

4 必要な地域すべてに放課後児童対策を

基本方針

- (1) 大都市周辺部等の放課後児童対策が必要な全て

の地域で学校・児童館等に学童のための居場所を確保し、時間的にも保育所と同等のレベルを確保しつつ、ニーズに応じた弾力的な放課後児童対策を推進する。

- (2) 運営は公的な責任の下に民間の活用を図り、豊富な経験をもった地域のさまざまな人材を活用する。

具体的目標・施策

(1) 放課後の居場所拡充計画

放課後児童クラブや地域の全ての児童に居場所を確保する事業などの放課後児童の受け入れ体制を大都市周辺部を中心に整備し、平成16年度までに、全回で15,000箇所とする。受け入れ体制の整備に当たっては、公的施設を活用するとともに、運営は民間主体を極力活用し、最小コストでの最大のサービスの実現を図る。

- 放課後児童対策のための施設の新設に当たっては、学校の空き教室など、利用可能な施設を利用し、公設民営方式等による柔軟な運営を推進するとともに、高齢者等の地域の人材を活用することを基本とする。
- 市町村は、民間主体やコンペ方式などを活用し、子どもの発育に役立つプログラムを提案してもらい、内容においても適切な実施を確保する。

(2) 情報の提供

施設に関する必要な情報について、ユーザーの立場に立った、わかりやすい形での提供を行う。

5 地域こぞって子育てを

基本方針

- (1) ファミリー・サポート・センターを整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など、地域の実情に応じた多様な家族支援サービスを充実させる。
- (2) 幼稚園における子育て支援を充実するとともに

に、学生や生徒が男女共同参画社会の担い手として子育て支援を体験するボランティア活動の機会を作る。

- (3) 保育所等が組み込まれた職住近接のまちづくりを促進するため、保育所を組み込んだまちづくりを行うとともに、都市近郊からの都心居住を促進する。

具体的目標・施策

(1) 家族支援サービスの充実

ファミリー・サポート・センターについて、必要な整備を進める。

良質なベビーシッター探しを支援するとともに、保育ママについてバックアップ体制を確立するなど推進する。

親に対する子育て支援サービス（子育て学習や相談体制の整備など）を充実させる。

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

希望のあるすべての幼稚園で「預かり保育」を実施できるよう推進する。

幼稚園における総合的な子育て支援活動（子育て相談や保護者の交流のための場の提供など）を推進する。

(3) 地域における多様な子育て支援の充実

地域の多様な人材を子育て支援に活用する仕組みづくりを進める。

保育所や放課後児童の受け入れの現場体験を地域における学生・生徒の体験活動の大きな柱として位置付ける。

(4) 職住近接のまちづくりの促進

若い親が居住できる、良質な賃貸住宅の供給を都心部において促進するとともに、利便性の高い場所での保育所等の立地を支援する。

(以下、略)